

平成20年9月  
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成20年9月24日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

---

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定について

議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算  
(教育民生常任委員長)

議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第6号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情  
(建設経済常任委員長)

請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

請願第3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願

## 第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第65号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算

議案第66号 教育委員会委員の任命つき同意を求めることについて

議案第67号 教育委員会委員の任命つき同意を求めることについて

## 第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第8号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議案第9号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい  
て

発議案第10号 勝浦市鶴原地区の産業廃棄物最終処分場建設に反対する意見書について

発議案第11号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について

発議案第12号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書について

## 第4 議員の派遣について

## 第5 教育民生常任委員会の所管事務調査について

---

## 開 議

平成20年9月24日(水) 午後1時00分開議

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安総務常任委員長。

〔総務常任委員長 児安利之君登壇〕

○総務常任委員長（児安利之君） 議長から指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月17日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案

は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第6号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。黒川教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 黒川民雄君登壇]

○教育民生常任委員長（黒川民雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件につきまして慎重審議の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で、議案第55号について、寄附者の意に沿った事業、また現在実施している福祉手当については、支給額の見直しを行うよう、意見、要望があったことを申し添えます。

次に、陳情第6号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情につきましては、賛意を示す意見も出されましたが、なお慎重審議を期する必要があると、会期中に結論を出しかねるので、議長に対しまして継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして教育民生常任委員長長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長長の報告は可決であります。本案は、委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長長の報告は可決であります。本案は、委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長長の報告は可決であります。本案は、委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、陳情第6号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情につきまして、先ほどの教育民生常任委員長の報告のとおり、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。本件につきましては、教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第6号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

○議長（水野正美君） 次に、請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、請願第3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。八代建設経済常任委員長。

[建設経済常任委員長 八代一雄君登壇]

○建設経済常任委員長（八代一雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました請願の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月19日、委員会を開催し、その審査を終了いたしました。

その結果、請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、願意妥当と認め、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

さらに、請願第3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

---

○議長（水野正美君） 次に、請願第3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

---

#### 議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第65号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第65号 勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算においては、既定予算に65万7,000円を追加し、予算総額を70億9,095万2,000円にしようとするものであります。

その内容を申し上げますと、松部地先の市道見長台・西ノ谷線に係る赤道及び水路が狭隘化され、交通に支障を来しているとのことから、住民による監査請求が平成15年10月に提出され、その後、境界立ち会いを行いました。不調となり、平成18年8月に千葉地方法務局に筆界特定の申請をしたところですが、平成20年9月11日付で千葉地方法務局から不動産登記法第146条第1項の規定により、筆界

を特定するための測量に係る手続費用の納付通知がありましたので、歳出予算のうち土木費に筆界特定制度手続費用負担金65万7,000円を追加計上しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に繰越金65万7,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第65号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今の説明で安井工務店のわきの赤道、青道の件だと思いますが、これは訴訟問題でありまして、勝浦市はそれを被告として受けているわけです。当時、測量をして、今回、法務局のほうから筆界ということでまた測量するための費用負担を勝浦市で払いなさいと。本来、原告のほうに訴訟しているんですから、それなりのことを勝浦市のほうに出すべき問題ではないかと私は考えるんですけど、その中で実際、今までかかった費用、また裁判等も今、係争中であるでしょうけど、どのくらいまでかかっているのか。勝浦市全体の中ではまだまだいっぱいあると、当時からの私の質問でもしているように、私の知る範囲では、相手方の土地、お寺から3筆分譲し、そこには昭和58年度、測量図が法務局に上がって、そちらからの経緯で押しても、その辺の経過というのはおのずと出てくるのではないかと。市民においても、また勝浦市の青道、赤道においても、その辺から押して、当然しかるべき問題で、その辺の解決方法が出るのではないかと思うんですけど、今回また測量が必要だと。一体、ここにどのくらいのお金が入っていくのか。議会で前回まで承認してきたんですけど、勝浦法務局は火災に遭い、資料も不十分な問題点というのはいっぱいある中で、勝浦市は訴訟を受けて立ってるんですけど、この辺の内容が、今、聞いた話の中でも納得しないので、再度、どのくらいお金がかかって、相手方の3筆あるほうの土地の昭和58年度に分筆され、そちらには測量図はある。その境界というのは明らかになっているわけです。その間に青道、赤道が右左逆になっているのかは別にしても、その幅員は当然あるべきものはあって、これが勝浦市の財産です。相手方の工務店側が出ているのであれば、出る。これは市長も対処すると言っている。処分、撤去するなら撤去する。その辺の問題がどうなっているのか、再度説明をお願いしたい。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。私の知っている範囲では測量代100数万円と、今回提案しています65万7,000円を足しますと約170万円の費用をつぎ込んでいるというふうに認識しております。

今、議員ご指摘のお寺の昭和58年の分筆を行いまして、測量図が出ていると。そこら辺を基準にいたしまして、当時、境界立ち会いを実施したと。その中で、近隣住民からその経過については、早く言えば同意できないということで不調に終わっております。それで平成18年に小林洋一土地家屋調査士に測量をお願いしまして、とりあえず測量図をつくって、それから皆さんと協議した経緯でございます。その中でもやはり同意が得られないということの中で筆界特定制度のほうに申請いたしたところでございます。

そして、かれこれ2年が経過しておりますけども、その中で申請人初め関係者より意見聴取を行まして、このたび筆界特定委員による調査が終了したということで、今回、千葉法務局の登記官のほうから現地を再測量というふうな通知がありました。また、この測量等をもしやらない場合にはどうなるのかということで確認をいたしましたところ、これを測量いたしませんと、勝浦市が申請したその筆界制度そのものが、早く言えば取り消しになるということでもございましたので、今回、この65万7,000円を補正

予算で提案したところでございます。

今現在、この場所におきまして損害賠償の訴訟が継続されておりますので、これは何が何でも測量しないといけないというふうに認識はしております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 実際、当時測量したものが不調に終わっても、今回測量したのが不調に終わらないのかと。実際、昭和58年代のベースのくいと、その近隣に対しての測量、私も実際はちょっと知っているものですから、こういう話を言うんですけど、ただ、市税がここにつき込まれている以上、議員として質問しなければいけない。その中で、くいと全くないで不調に終わるとか、ある程度納得いく、私が思うには、私なりに考えて、勝浦市は十分勝てる話です。その反対側の問題あれして、近隣との話の中で、確かに損害賠償請求50万円されているんですけど、その中で当時、小林測量が測量したものが、今回、その筆界が再度どのような形で出るのか。ここに予算づけして、それが新たな形になるのかというのは、私、疑問視する面があるわけです。それ以上の問題が、3筆の分筆がああ奥にあるものの中から割り振ってきたら、当然おのずと出てくるんじゃないかということを行っているだけであって、これがどういう形で測量が終わるのか、筆界して結論的にポイントから、都市建設課長にこういう説法の話はないでしょうけど、くいもない話でもないだろうし、そこから押して議論はおのずと出て、筆界してもおのずと同じ結果が出てくるんじゃないかと私は考えているんですよ。その辺どう思うのか、答弁をお願いします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。今、議員ご指摘のように、今回の測量ということで、もしやっていったんならば、早く言えば、小林さんがつくりました測量図に似通ってくると思います。ただ、今回、筆界制度のほうに申請してございますのは、あくまでも当時の測量図、そして公図でいきます水路、道路込みで4.5メートルという公図幅はございますけれども、そこら辺をいろいろ調査いたしまして、その公図幅が4.5メートルになるとは限らないというのが筆界制度の中のものでございまして、それで今回は調査委員が提出しました資料に基づきまして、再度測量いたしまして、それで決定すると、筆界の線を決めたいというふうなことでございます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 水かけ論をするわけじゃないんですけど、その当時、小林測量に経費面含めて100何十万から払った、その中で当然調査をし、その4.5メートルが4.5メートルじゃないとか、しかしそれはベースがあって、今回の筆界の場合は、測量屋のだれが来るのかという問題点もあるんでしょうけど、同じ測量士の認識の問題もあるんでしょうけど、それは測量会の中からだれを選定して、それを引き継ぐかという中で、この辺の経費の節減もできるのかどうか。余りにもあの1点でやり過ぎというか、私に言わせれば、かかり過ぎ。また弁護士費用も一番最初の質問でどのくらいかかっているのか答えていただいてないんですけど、実際、その経緯がどのようになって、また65万円かけて筆界あれして、相手方は納得するわけじゃないんです。納得するわけじゃないけど、現況はその測量図が3筆から残っているわけです。

この問題というのは、長い年月かけて、つい二、三年の話でこういう話になるんでしょうけど、土木事務所があそこに水路引いた時点から土木の納得した、土木がまだ勝浦市に移管してないときから来るみたいな経緯もあるんでしょうけど、ただ今言っていることは、筆界やって結果が出ればいいですよ。結果を出すためにやるんでしょうけど、真実の道というのがそこからしか切り開けないんじゃないかということ私を言ってるし、小林さんを立てる話でもないですよ。小林さんに金を100何十万も払って、

その辺の経緯ができるのか。見方はいろいろ違うという話もあるでしょうけど、とにかく3筆、課長もわかるように、3筆は向こう側に、反対側に測量図が法務局に上がっているわけです。その3筆でさえ全く無効なのかという話になってくるわけです。その辺の今言った件に関してどうか、これで終わりですけど。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。先ほど答弁漏れということでございましたので、弁護士費用につきましては31万5,000円を支出しております。

今、議員からお話がありましたけども、筆界制度の中では小林さんがやりました測量図、あとは皆さんが土地を求めたときの分筆等測量図、あとは関係人からの意見聴取等いたしまして、それを総合的に判断いたしまして、今回、筆界の線を決めるということでございますので、これが決定されれば、当然、関係人の中でも不服というか、そういう方も出てくるのではないかとというふうには思っておりますけども、今回の制度は制度として、一応、結論を出してもらいたい。

その後につきましては、今後の対応をしていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 2点ほど伺いたいと思います。まず第1点は、先ほど説明の中であったかもしれませんが、聞き漏らしたかもしれません。ご容赦いただきたいのですが、まず、なぜ、この会期の最終日に補正予算を出されたのか、その理由について伺いたい。

もう一点につきましては、こういう土地の紛争の問題、境界、こういった重要な問題について、いきなりここへぽっと出されて、どこの場所でどういう状況なのか、私にとっては全く理解できない。そういう重要な問題については図面なり、これまでの経緯なり、そういったものを書いたもの、それを提出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。1点目のなぜ最終日かということでございますけども、9月11日に電話連絡等で千葉法務局の登記官より手続費用の65万7,000円、お話がございました。それはあくまでも電話連絡等でございましたので、それで後に正式に文書が届いたということでございます。この件に関しまして、損害賠償等、今現在、係争中でございますので、大事なものだというふうな認識の上で最終日に補正予算として計上させていただきました。

2点目のこれまでの提案に当たっての図面、経緯等の提出というか提示ということでございますけども、この辺につきましては今後、検討しまして、もし出せるものであれば、提出したいというふうを考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 最初の第1点目ですけれども、こういう重要な問題について質疑する時間を、検討する時間をもっと設けるべきなんですね。これは意図的じゃないでしょうけれども、最終日に、悪く言えば、どさくさに紛れてこれを通すというふうに感じられます。そうでなくて、もう少し時間をとるように、もう少し前に本議会の初日で間に合わなければ、その後でもできるだけ早く出すべきではないかというふうに思います。

2点目の資料ですけれども、そういった資料もなしで、今、それを結論出せと言われても、正直、私としてはよくわからない。これをいきなり出されて、初めてこういう内容を聞いて、いいか悪いか判断できる人は少ないと思うんですね。いろいろ過去からの問題でご承知の議員も多いと思うんですけど、

私にとっては初めて聞く問題ですから、そういう面でも理解できない。この審議、結論出すまでに示していただけないでしょうか。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） 1点目の問題ですが、確かに議員言われるとおり、議論して結論というふうなことが一番最善だと思いますけども、今回は意図的にやったものでなくて、たまたま期間、時間等がなかったために最終日で提案させていただきました。

また、資料につきましては、これまで筆界制度に申請した書類等しかございませんで、その後の経緯につきましては今日に至るまでは2回の事情聴取を行っただけでありまして、当時の書類でよろしければ、お出しすることはできますけども、あとの中の経緯については、今申し上げましたように、そういった記録的なものはございませんので、それはご了承いただきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 図面だけでも、どこの場所なのか、どういう状況なのか、それだけでも示してもらえませんか。以上です。

○議長（水野正美君） お諮りいたします。ただいま忍足邦昭議員から資料の提出が求められておりますが、本件に関し、資料の提出を求めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、ただいまから14時10分まで休憩いたします。この間、要求されました資料を提出するようにお願いいたします。

午後1時40分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が提出されましたので、職員に配布いたします。玉田係長。

〔資料配布〕

○議長（水野正美君） 資料の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） 前回の質疑で忍足邦昭議員、3回終わりましたけれども、請求されました資料が配布されましたので、それを踏まえて特に発言を許します。発言ありますか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） お世話さまでした。せっかくいただいたのですが、これでもどこどこがどういうふうに問題になっているのか全くわからないんですが、私のさっき申し上げた趣旨は、要するにこういう重要な問題については、最終日に出すのであれば、最初からこういう図面なり、現場の見取図なり説明図、そういったものをつけて出すべきだというふうに思います。要するに議会を軽視しているんじゃないか。そこを私は問題にしてるわけです。今回出されましたので、あとはその内容については、筆界制度を市のほうが利用して申請したんですから、申請者に対して測量費の負担をしろということだから、それはやむを得ないと思うんです。議会に対する姿勢の問題を申し上げたかったわけです。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 本件につきましては、経過をお話ししますけども、忍足議員も、また議員各位もご存じだと思いますけども、この件につきましては昨年5月でしたか、この地権者から市のほうに損害賠償の請求が出ました。したがって、市のほうもそれを受けるために7月臨時会において弁護士費用の

補正予算をお願いした経緯がございます。また、その前に今、議長であります水野議員からも、この件に係るいろいろな質問、また他の議員からもたしか質問があったというふうに記憶しております。

いずれにいたしましても、それまで本件に係りましては過去の議会等でいろいろとやりとりがございました。そのようなことから、私は個人的には確かに必要だと思います。今までの本市の執行部のほうの考え方は、特に訴訟だけ考えた場合には、特に境界とか、そういう争いの場合は、前回は荒川地先の境界の争いで資料出しました。そのような目的に沿って資料は提出してきたつもりでございます。したがって、先ほど議会軽視という話ございましたけれども、全くそのような考えは持っておりません。

そのようなことで、私は過去の議会等から判断いたしまして、議員の皆様方も、この場所については十分承知であろうというふうに私は個人的には認識しております。

いずれにいたしましても、今後も議案審議に必要なものがあれば、議会のほうのご要望にこたえてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第65号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

〔教育長 松本昭男君退席〕

○議長（水野正美君） 次に、議案第66号及び議案第67号、以上2件を一括議題といたします。本案は、いずれも教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。職員に議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第66号及び議案第67号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第66号についてであります。本案は、平成20年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、長野健也君の後任に関 光彦君を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

関君の経歴を申し上げますと、昭和50年3月に大東文化大学経済学部を卒業後、昭和50年4月からイワキ株式会社に入社、昭和53年10月に退職され、同年11月に郵政省神田淡路町郵便局に勤務され、昭和54年6月から神田駅前郵便局勤務を経て、平成3年3月からは総野郵便局長として現在に至っております。

次に、第67号についてであります。本案は、平成20年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、松本昭男君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

松本昭男君の経歴を申し上げますと、昭和43年3月、東京都立大学人文学部を卒業後、昭和44年4月、夷隅郡大原町立大原中学校教諭として奉職以来、勝浦市立勝浦中学校を初め市原市立南総中学校、千葉県総合教育センター研究指導主事、千葉県教育庁夷隅地方出張所管理主事、同管理課長を経て、平成8年4月からは夷隅郡大多喜町立西中学校長、勝浦市立勝浦小学校長、また、平成15年4月からは勝浦市社会教育指導員を歴任され、平成16年12月から教育委員会委員として、その職を担い、現在に至っております。

両名ともその人格と識見は教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。議案第66号及び議案第67号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのであります。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号、以上2件につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号及び議案第67号、以上2件については正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第66号については、これに同意することに決しました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第67号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第67号については、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第8号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議案第9号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

[職員朗読]

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。板橋 甫議員。

[12番 板橋 甫君登壇]

○12番（板橋 甫君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第8号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議案第9号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律、平成20年法律第69号が平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布、この施行期日を定める政令が8月20日公布され、平成20年9月1日から施行されたことによる改正で、発議案第8号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきましては、地方自治法第100条第12項に、議会の審議又は議会の運営に関し、協議又は調整の場を設けることができる旨の規定が新設されたことにより、地方自治法の条項に異動が生じたため、会議規則第157条第1項中の根拠条項である「法第100条第12項」を「法第100条13項」に改正しようとするものであります。

次に、発議案第9号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。改正前の地方自治法第203条で規定されておりました議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離したことにより、地方自治法の条項に異動が生じ、また、議員の「報酬」の名称が「議員報酬」に改められたところであります。

この法律の一部改正によりまして、第1条の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、題名を「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に改め、第1条の条文中、地方自治法の根拠条項であります「第203条第5項」を「第203条第4項」に改めるとともに、同条例中、「報酬」を「議員報酬」に改めようとするものであります。

第2条の議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正、及び第3条の勝浦市議会の各会派に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正につきましても、それぞれ「報酬」の名称を「議員報酬」に改めようとするものであります。

また、附則の規定におきまして、この改正条例で題名を「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に改めたことに伴い、条例改正を生ずることとなる勝浦市附属機関設置条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても「報酬」の名称を「議員報酬」に改め、さらに議会の議員の期末手当の特例に関する条例も改正を要するものの、平成12年に既に失効している

条例のため、今回、廃止しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第8号及び発議案第9号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第8号及び発議案第9号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第8号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、発議案第9号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、発議案第10号 勝浦市鶴原地区の産業廃棄物最終処分場建設に反対する意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。刈込欣一議員。

〔6番 刈込欣一君登壇〕

○6番（刈込欣一君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第10号 勝浦市鶴原地区の産業廃棄物最終処分場建設に反対する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。勝浦市鶴原地区に産業廃棄物最終処分場を建設すべく、神奈川県相模原市に本拠を置く株式会社MM

I から千葉県に対し廃棄物処理施設設置事前協議申請が提出され、本年7月28日に受理されました。

この地域は、平成6年に今回同様の廃棄物最終処分場建設計画があり、地域住民の同意が得られず、当時の業者は平成9年11月21日に事前協議書の取り下げを行いました。今回の申請は別の会社ではありますが、当時の代表取締役社長が会社の取締役になり、名を連ねています。

この計画地の付近は、ゴルフ場を囲んで別荘地を形成し、リゾートホテルや簡易保険宿泊施設などの観光施設があり、緑豊かな山林の斜面の下方には鵜原海水浴場や水産資源保護のための禁漁区があります。また、その周辺の海岸線は変化に富んだリアス式海岸で磯根が続き、守谷、興津の海水浴場や鵜原理想郷、海中公園、海の博物館など、水産資源と観光の宝庫であります。

このような地域に産業廃棄物最終処分場を建設することは、周辺住民の生命や身体に重大な被害を及ぼす恐れがあるばかりでなく、市の水産業及び観光業に対する影響は甚大で、今後のまちづくり計画にも多大な影響を及ぼすものと言わざるを得ません。

県におかれましては、以上の状況をご賢察の上、産業廃棄物最終処分場建設計画を許可しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、千葉県知事に対し意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第10号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第10号 勝浦市鵜原地区の産業廃棄物最終処分場建設に反対する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、発議案第11号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について、発議案第12号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。八代一雄議員。

[14番 八代一雄君登壇]

○14番（八代一雄君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第11号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について、発議案第12号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第11号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について申し上げます。トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして、国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の食料サミットが開催され、7月の洞爺湖G8でも環境問題とあわせて、食料問題の解決が重要なテーマになりました。食料価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうした中で、特別な需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されています。しかし、国際市場価格の高騰の影響で、今年4月初めて不落札になるという事態がおきました。これ以上、日本がミニマムアクセス米の輸入を継続することは国際的な価格高騰に加担し、途上国の食料を奪うことにならざるを得ません。にもかかわらず、国内では生産過剰が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大、強化されています。こうした中で、ミニマムアクセス米の輸入は国際的な道理として許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の義務であるかのように言います。しかし本来、輸入は義務ではなく、輸入の機会の提供にすぎないということは1999年11月の政府答弁でも明らかです。国際的に米や穀物の需要が逼迫し、WTO交渉は決裂、今後どうなるのか、宙に浮いたままラウンドそのものの崩壊すら取りざたされています。

よって、国においては従来の枠組みにとらわれることなく、内外の食料の危機的事態への対応策としてミニマムアクセス米の輸入を停止するよう強く要望します。

次に、発議案第12号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書について申し上げます。

燃料、肥料、飼料、ビニール類、段ボールなど、あらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのしかかる状況になっています。

国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとの、国内産の増産による食料自給率の向上が待たないとなつている今、このような事態を放置するならば、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府としても万全な対策が急務となっています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家の苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、国においては次の事項について速やかに対処されるよう強く要望します。

- 1、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。
- 2、原油や穀物への投機を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第11号及び発議案第12号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第11号及び発議案第12号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第11号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、発議案第12号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議員の派遣について

○議長（水野正美君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元へ配布の議員派遣の件について承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

---

### 教育民生常任委員会の所管事務調査について

○議長（水野正美君） 日程第5、教育民生常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、教育民生常任委員長から会議規則第97条及び第103条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、教育民生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

### 閉 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって平成20年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時46分 閉会

---

### 本日の会議に付した事件

1. 議案第51号～議案第59号の総括審議
1. 請願第2号～請願第3号の総括審議
1. 陳情第6号の総括審議
1. 議案第65号～議案第67号の総括審議
1. 発議案第8号～発議案第12号の総括審議
1. 議員派遣の件について
1. 教育民生常任委員会の所管事務調査について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員